算式の符号

b1　学校基本調査規則によつて調査した当該年度の５月１日現在における当該都道府県立の併設型中学校、夜間中学及び中等教育学校の前期課程に在学する生徒の数

b2　スクールバス等の数に160.98を乗じて得た数を、符号b1の数値で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

1,129,000 × c1 ×（c2 ＋c3）

算式の符号

c1　当該年度の５月１日現在における当該都道府県立の併設型中学校、夜間中学及び中等教育学校の前期課程について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第３条第１項及び第２項並びに公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令第１条に規定する学級編成の標準によつて算定した学級数

c2　当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の地域区分が100分の20地域の市町村にあつては1.023、100分の16地域の市町村にあつては1.018、100分の15地域の市町村にあつては1.017、100分の12地域の市町村にあつては1.014、100分の10地域の市町村にあつては1.012、100分の6地域の市町村にあつては1.007、100分の3地域の市町村にあつては1.003、その他地域の市町村にあつては1.000を当該区域内の地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。ただし、当該率が1.000に満たないときは、1.000と

算式の符号

b1　学校基本調査規則によつて調査した当該年度の５月１日現在における当該都道府県立の併設型中学校及び中等教育学校の前期課程に在学する生徒の数

b2　スクールバス等の数に158.70を乗じて得た数を、符号b1の数値で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

1,101,000 × c1 ×（c2 ＋c3）

算式の符号

c1　当該年度の５月１日現在における当該都道府県立の併設型中学校及び中等教育学校の前期課程について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第３条第１項及び第２項並びに公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令第１条に規定する学級編成の標準によつて算定した学級数

c2　当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の地域区分が100分の20地域の市町村にあつては1.023、100分の16地域の市町村にあつては1.019、100分の15地域の市町村にあつては1.018、100分の12地域の市町村にあつては1.014、100分の10地域の市町村にあつては1.012、100分の6地域の市町村にあつては1.007、100分の3地域の市町村にあつては1.003、その他地域の市町村にあつては1.000を当該区域内の地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。ただし、当該率が1.000に満たないときは、1.000と